

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号又は名称	株式会社オアシス・イラボレーション
代表者職氏名	代表取締役 川渕 誉雄
主たる営業所の所在地	高知市針木東町26-54

2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から令和7年7月31日まで
(2週間)

3. 指名停止措置理由

株式会社オアシス・イラボレーションは、高知県土木政策課発注の「建第6-22号旧土佐清水合同庁舎他解体工事」において発生した作業員の負傷事故について、車両系建設機械を当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に用いたことが、労働安全衛生法違反に当たるとして、令和7年4月30日付けで四万十労働基準監督署より是正勧告を受けたため。

※該当条項

越知町建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第21号(不正又は不誠実な行為)に該当